

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

〇〇年 〇月 〇日

長野県知事 様

代表者印、社印等の押印は不要

提出者

住所

長野県〇〇市〇〇 〇-〇-〇

氏名

株式会社 〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、〇〇年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 〇〇〇 〇〇工場	処理計画の作成単位とした事業場(建設業の場合は支店等)
事業場の所在地	長野県〇〇市〇〇 〇-〇	日本標準産業分類(総務省統計局)の区分
事業の種類	24 金属製品製造業	前年度に提出した産業廃棄物処理計画書に記載した計画期間。
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	〇〇年4月1日～〇〇年3月31日	

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値 この枠内は、前年度提出の処理計画に記載の目標値を記載してください。(前年度の実績ではありません。)

項目	目標値	項目	目標値
排出量	290.00 t	全処理委託量	158.00 t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	132.00	優良認定処理業者への処理委託量	145.00 t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量		再生利用業者への処理委託量	
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	132.00	認定熱回収業者への処理委託量	処理委託量のうちそれぞれの内訳を記載してください。(重複する場合もそれぞれの該当欄に記載してください。)
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		定熱回収業者以外の回収を行う業者への処理委託量	

電子情報処理組織の使用に関する事項	
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 t 前年度 t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)	

※事務処理欄 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入してください。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 :

廃油

揮発油類、灯油類、軽油類
の燃えやすい廃油

有償物量

不要物等発生量

①=②+③+(④-⑥)+⑧+⑨+⑩
でない場合は、エラー
表示されます。

自ら直接
再生利用した量

中間処理をせず直接自ら
再生利用した量

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑥の量のうち、自社において再生
利用する量、又は他人に売却した量

排出量

自ら直接埋立処分した量

中間処理をせず直接自ら
埋立処分した量

自ら直接再生利用した量を含めた事業場における産業廃棄物の排出量

① 78.00 t

③ t

自社において中間処理をした産業
廃棄物の当該中間処理前の量

④=⑥+⑦でない場合は、エラー表示
されます。

自社において中間処理した後の
残さ物の量

⑧ t

⑥の量のうち、自社において埋立処分及び海洋投入処分した量

⑩の量のうち、処理業者への
再生利用委託量

⑩のうち再生利用業者への
処理委託量

⑫ 78.00 t

項目

実績値 (自動)

自ら中間処理した量

自ら中間処理した後の残さ量

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑩の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量

①排出量 78.00 t

④ t

⑥ t

⑨ t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

②+⑧自ら再生利用を行った量 t

④のうち熱回収を行った量

自ら中間処理により減量した量

自社において処分を行わず直接処理業者に委託する量と、⑥のうち処理業者に委託して処理する量の合計量

⑬ t

⑤自ら熱回収を行った量 t

⑤ t

⑦ t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量

⑦自ら中間処理により減量した量 t

④のうち、熱回収を行った量

④>⑤

④の量から⑥の量を差し引いた量

⑩ 78.00 t

⑭ t

③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量

⑩全処理委託量 78.00 t

⑪優良認定処理業者への処理委託量 t

⑫再生利用業者への処理委託量 78.00 t

⑬熱回収認定業者への処理委託量 t

⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 t

特別管理産業廃棄物の種類

- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・感染性廃棄物
- 〔特定有害産業廃棄物〕
- ・廃PCB等
- ・PCB汚染物
- ・PCB処理物
- ・廃石綿等
- ・有害産業廃棄物汚泥
- ・有害産業廃棄物鉍さい
- ・有害産業廃棄物廃油
- ・有害産業廃棄物廃酸
- ・有害産業廃棄物廃アルカリ
- ・有害産業廃棄物燃えがら
- ・有害産業廃棄物ばいじん

※ 産業廃棄物の種類ごとにシートが分かれています。
該当するシートに記入してください。

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 :

廃酸

pH(水素イオン濃度指数)が2.0以下の酸性廃液

①=②+③+(④-⑥)+⑧+⑨+⑩でない場合は、エラー表示されます。

④=⑥+⑦でない場合は、エラー表示されます。

④>⑤

不要物等発生量

有償物量

排出量

① 31.00 t

自ら直接再生利用した量
② t

自ら直接埋立処分した量
③ t

自ら中間処理した量
④ t

④のうち熱回収を行った量
⑤ t

自ら中間処理した後の残さ量
⑥ t

自ら中間処理により減量した量
⑦ t

自ら中間処理した後再生利用した量
⑧ t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
⑨ t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量
⑩ 31.00 t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量
⑪ t

⑩のうち再生利用業者への処理委託量
⑫ 31.00 t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量
⑬ t

⑩のうち熱回収認定業者以外への処理委託量
⑭ t

項目	実績値 (自動)
①排出量	31.00 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	31.00 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	31.00 t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 :

廃アルカリ

pH(水素イオン濃度指数)が12.5以上のアルカリ性廃液

有償物量

不要物等発生量

①=②+③+(④-⑥)+⑧+⑨+⑩でない場合は、エラー表示されます。

排出量

① 163.00 t

自ら直接再生利用した量

② t

自ら直接埋立処分した量

③ t

自ら中間処理した量

④ 163.00 t

自ら中間処理した後の残さ量

⑥ 28.00 t

自ら中間処理した後再生利用した量

⑧ t

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量

⑨ t

直接及び自ら中間処理した後の処理委託量

⑩ 28.00 t

⑩のうち再生利用者への処理委託量

⑫ 28.00 t

⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量

⑬ t

⑩のうち熱回収認定業者以外への処理委託量

⑭ t

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量

⑪ t

④=⑥+⑦でない場合は、エラー表示されます。

④>⑤

④のうち熱回収を行った量

⑤ t

自ら中間処理により減量した量

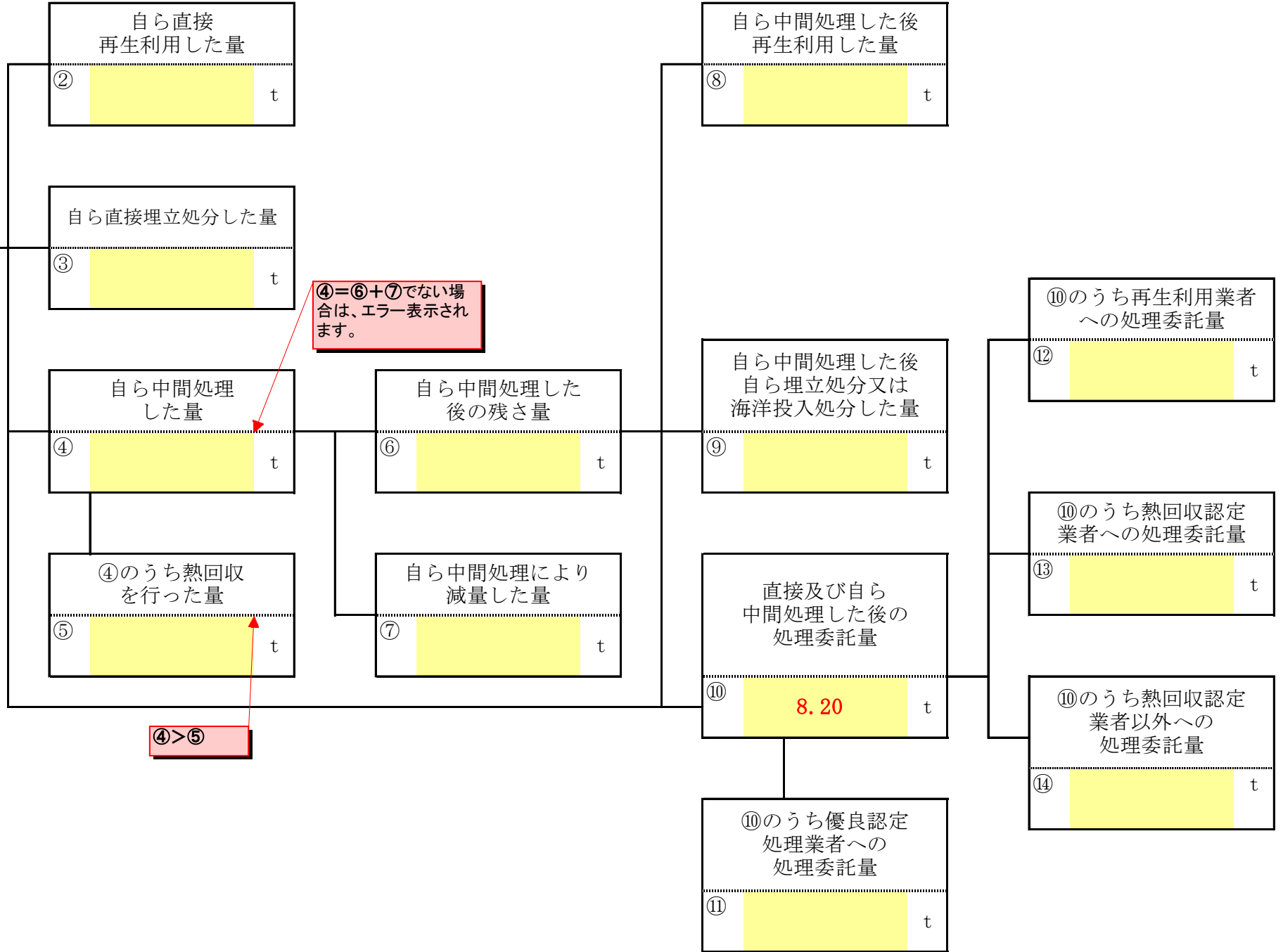
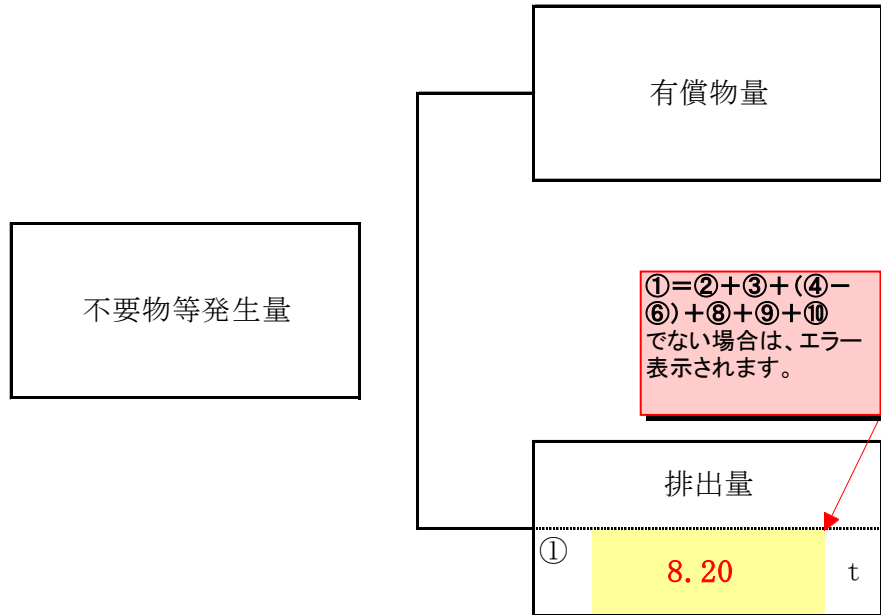
⑦ 135.00 t

項目	実績値 (自動)	
①排出量	163.00	t
②+⑧自ら再生利用を行った量		t
⑤自ら熱回収を行った量		t
⑦自ら中間処理により減量した量	135.00	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		t
⑩全処理委託量	28.00	t
⑪優良認定処理業者への処理委託量		t
⑫再生利用者への処理委託量	28.00	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量		t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類 : 特定有害産業廃棄物 汚泥)

▲水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を基準値以上含んでいるもの



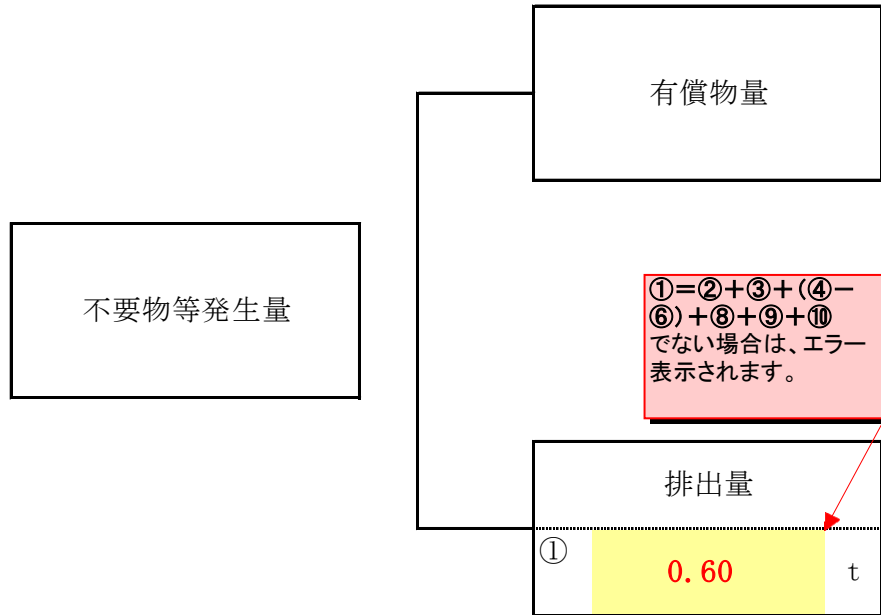
項目	実績値 (自動)	
①排出量	8.20	t
②+⑧自ら再生利用を行った量		t
⑤自ら熱回収を行った量		t
⑦自ら中間処理により減量した量		t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量		t
⑩全処理委託量	8.20	t
⑪優良認定処理業者への処理委託量		t
⑫再生利用業者への処理委託量		t
⑬熱回収認定業者への処理委託量		t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t

④>⑤

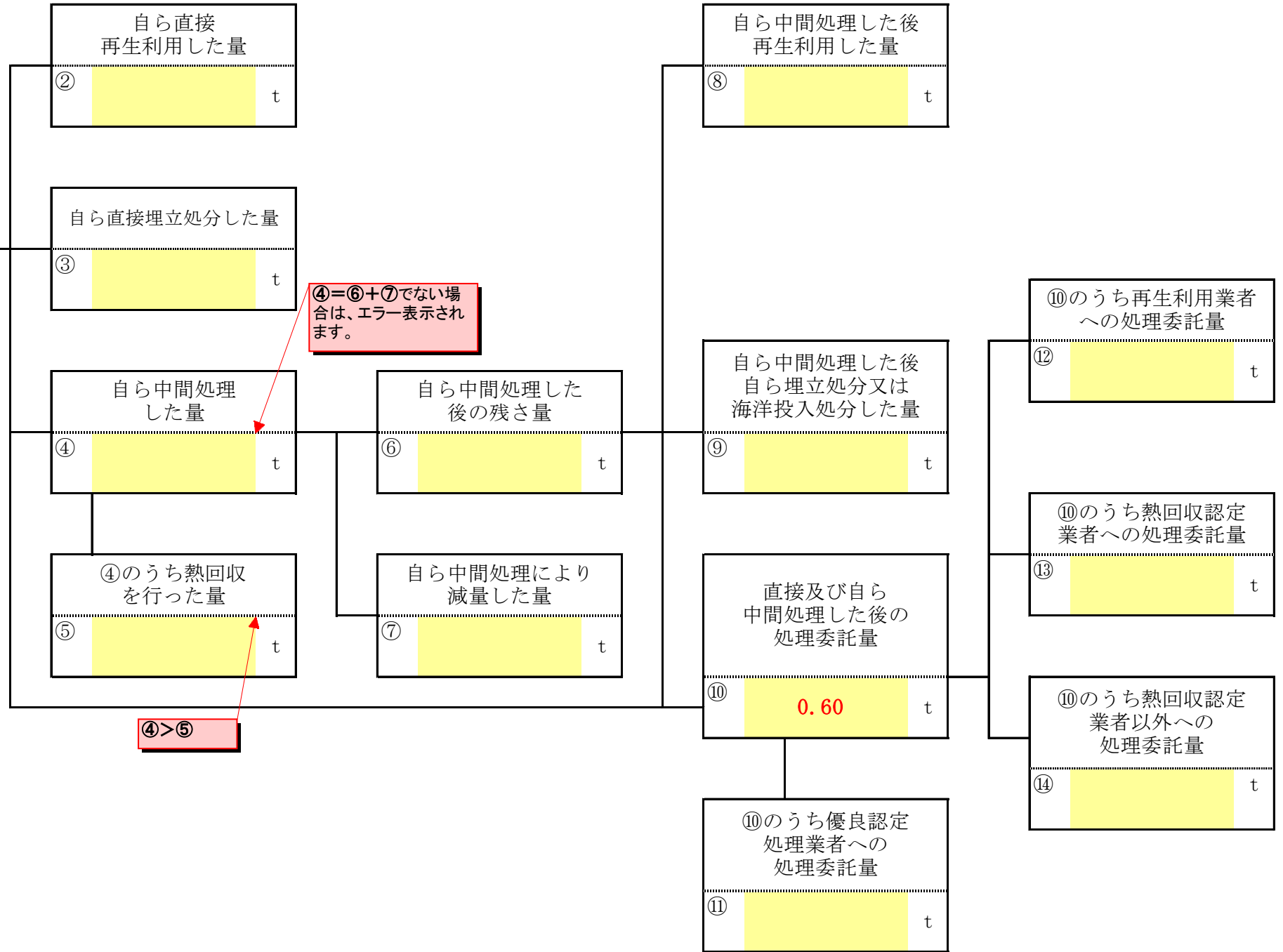
計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 特定有害産業廃棄物 廃酸)

▲水銀、カドミウム、鉛、有機リン化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を基準値以上含んでいるもの



項目	実績値 (自動)
①排出量	0.60 t
②+⑧自ら再生利用を行った量	t
⑤自ら熱回収を行った量	t
⑦自ら中間処理により減量した量	t
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	t
⑩全処理委託量	0.60 t
⑪優良認定処理業者への処理委託量	t
⑫再生利用業者への処理委託量	t
⑬熱回収認定業者への処理委託量	t
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）並びに電子情報処理組織使用義務者にあつては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。



年度特別管理産業廃棄物処理計画実施状況（特別管理産業廃棄物の実績の量）

単位：t

産業廃棄物の種類	排出量	自社内処理										委託処理				
		自ら直接再生利用した量	自ら直接埋立処分した量	自ら中間処理した量	④のうち熱回収を行った量	自ら中間処理により減量した量	自ら中間処理した後の残さ量	自ら中間処理した後再生利用した量	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	②+⑧自ら再生利用を行った量	③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑩の委託量の内訳（重複する場合もあり）				
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	②+⑧	③+⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量	中間処理をせず自ら直接処理した量		自社内で中間処理する前の量		④の量から⑥の量を差し引いた量	中間処理した後の残さ物量	自社内で再生利用する量、又は他人に売却した量				自社内で処理を行わず直接委託した量と⑥のうち処理業者に委託して処理する量	優良認定処理業者への処理委託量	再生利用業者への処理委託量	熱回収認定業者への処理委託量	熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量
廃油	78.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	78.00	0.00	78.00	0.00	0.00
廃酸	31.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	31.00	0.00	31.00	0.00	0.00
廃アルカリ	163.00	0.00	0.00	163.00	0.00	135.00	28.00	0.00	0.00	0.00	0.00	28.00	0.00	28.00	0.00	0.00
感染性廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	PCB汚染物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	PCB処理物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃石綿等	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	汚泥	8.20	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.20	0.00	0.00	0.00	0.00
	銲さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃油	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	廃酸	0.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.60	0.00	0.00	0.00
	廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
燃えがら	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	280.80	0.00	0.00	163.00	0.00	135.00	28.00	0.00	0.00	0.00	0.00	145.80	0.00	137.00	0.00	0.00

この枠内は、第2面シート(各特別管理産業廃棄物ごと)に入力した内容が自動的に反映されます。

※記入にあたっては、「特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。